

## 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年6月26日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票を可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

### 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：13 国名：キルギス 担当：農村開発部  
案件名：輸出のための野菜種子生産振興プロジェクト（ベースライン調査）

1 今回契約予定のコンサルタント  
ベースライン調査 3号～4号

2 契約予定期間： 全体 2013年7月下旬から2013年11月下旬まで  
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M  
ベースライン調査 3 9 1 5 3.43  
（国内0.40M/M、現地3.03M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所  
簡易プロポーザル：正1部写4部  
見積書：正1部写1部  
提出期限：7月10日(12時まで)  
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- |                    |    |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性         | 6  |
| イ 業務方法の整合性、現実性等    | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2  |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| ア 担当事項：ベースライン調査             |    |
| ア 類似業務の経験                   | 40 |
| イ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8  |
| ウ 語学力                       | 16 |
| エ その他 学位、資格等                | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)  
対象国/地域：キルギス/全途上国  
類似業務：農村調査に係る各種業務

6 条件

補強認めない。  
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

キルギス共和国(以下、キルギス)においては農業はGDPの22%(2011年)を占め、人口の5割が従事する基幹産業である。北緯40-42度ラインに位置し、乾燥した晴れの日が多い気候と山岳地帯の積雪による安定した水源、2万8800km<sup>2</sup>の灌漑施設が整備されたキルギスは本来、種子生産には最適な環境である。このため旧ソ連時代には、この気候と灌漑施設を利用して、種子の供給基地として発展していた。しかしその後、旧ソ連崩壊に伴い大規模集団農場制度が解体され、農地の私有化により小農化が進み、農業技術の更新や普及システムの整備が十分に行われず、農業生産性が著しく後退した。種子生産においても生産技術や生産設備・機材への投資が行われなかった結果、国内生産の種子品質は低下、生産量は旧ソ連時代の100分の1以下になり、現在、種子調達は海外から輸入に頼っているのが現状である。

キルギス政府は農業分野で課題となっている土壌劣化、種子生産、農業機械、農業用クレジット等に対処するための2011年から2015年の農業開発新戦略を策定し、このうち種子生産分野に関しては農業省作物部種子生産・増殖担当課及び農業省傘下の国家種子検査局や国家農作物種子品種特性試験委員会等が種子生産の振興を担っている。また、外国ドナーによる支援の結果、CIS諸国の中では、キルギスはウクライナに続いてISTA(International Seed Testing Association)及びOECD Seed Schemesのメンバーとなり、ISTAが発行する種子の国際取引が可能なオレンジサーティフィケート(Orange International Seed Lots certificates)を取得している。現在のCIS諸国で、このような気候・環境、輸出資格等の条件を揃えた国は少なく、将来の高品質の種子生産拠点として海外企業から注目を集めつつあり、トルコやロシア等の企業との連携も始まっている。2000年には世銀の支援で国内種子生産者と政府関係機関等の連携と情報交換を図るためキルギス種苗協会が設立され、この協会に実質的にキルギスの野菜を含む種子業界全体の情報が集められるようになってきている。このように種子は今後キルギスの農業分野における有力な輸出産品になるとともに、農業全体の底上げに資することが期待されている。しかしながら、種子生産技術や種子生産体制の未整備が原因で、優良種子の生産が十分に行えないでいる。

このような状況の中、キルギス政府は主として野菜の優良種子を生産できる農家を育成する体制を構築、強化する

ための技術協力「優良種子生産技術向上プロジェクト(以下、プロジェクト)」を我が国に要請し、2012年9月の詳細計画策定調査を経て2013年2月に実施協議(R/D)を締結、2013年6月より2名の長期専門家が派遣されプロジェクトが開始された。

今回派遣する専門家は、協力開始6か月を目途にプロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)の目標数値指標(エンドライン)を確定するために、ベースライン調査をJICAが契約するキルギス国内のローカルコンサルタント及びキルギス側関係者と共同して実施するにあたって、調査の企画・実施とローカルコンサルタントの監理(成果物の確認と品質の管理)、データの取りまとめを目的とする。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、キルギス側カウンターパート(農業土地改良省土地管理局、キルギス種苗協会、国家種子検査局、キルギス・シュガービート試験研究所(注:シュガービート試験研究所は研修用の土地や施設等をプロジェクト活動のために提供する役割を担っている。本案件は主として野菜種子が対象であり、シュガービートに特別な意味があるわけではない。))及びプロジェクト対象地域のチュイ州・タラス州の種子生産農家(計100戸を目途)を対象としたベースライン調査を担当する。短期専門家は種子生産農家向け調査実施に先立ち、ローカルコンサルタントのTOR案を作成し、契約事務を担当するJICAキルギス事務所へ提出する。またローカルコンサルタントが決定した後、カウンターパートと協力し、調査方法詳細の検討、調査結果のモニタリング及び取り纏めと解析を担当するとともに、実施可能な範囲でオン・ザ・ジョブトレーニング形式でカウンターパートに対しベースライン調査手法の移転を図る。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

### [ベースライン調査]

#### (1) 国内準備期間(2013年7月下旬)

ア 既存の文献、関連報告書等(詳細計画調査結果報告等)をレビューし、案件概要、現地状況を把握する。

イ ローカルコンサルタントのTOR(案)(和文・英文)、調査項目、調査手法、質問票(案)(英文)、作業工程を検討する。

ウ カウンターパート向けのアンケート/ヒアリング調査質問表を作成する。

エ 業務計画書(和文・英文)を作成し、JICA農村開発部へ提出する。

#### (2) 現地派遣期間(2013年8月上旬～10月下旬)

ア 業務計画書(和文・英文)をJICAキルギス事務所に提出し、業務内容を確認する。

イ 業務計画書を基に専門家及びカウンターパートと協議し、全体調査計画及びローカルコンサルタントTOR(案)(和文・英文)を精査する。

ウ JICAキルギス事務所に対しローカルコンサルタントTOR(案)(和文・英文)を提出し、またJICAキルギス事務所の担当する契約業務を支援する。

エ キックオフミーティングを主宰し、決定したローカルコンサルタントに対してカウンターパートとともに、TOR内容を説明・確認し、調査項目、調査手法、質問票(案)(英文)、作業工程について合意を得る。

オ カウンターパートに対し、国内の野菜種子生産に関するアンケート/インタビュー調査を実施し、結果を取りまとめる。

カ ローカルコンサルタントの担当する種子生産農家調査に同行し、調査をモニタリング・監督する。

キ 農家調査に同行するカウンターパートに対して、調査手法を説明し、ノウハウを伝達する。

ク 上記キの指導結果に基づき、カウンターパート向けの「ベースライン調査マニュアル」(案)を作成する。

ケ ローカルコンサルタントの提出する成果物の質・内容が、要求水準をクリアしているか確認する。

コ 日本人専門家及びキルギス側関係者に対し、ローカルコンサルタントと共同して、ベースライン調査結果報告書(案)(英文)及び要約版(案)(英文)により、調査結果を報告する。

サ ベースライン調査結果報告書(和文・英文)及び要約版(和文・英文)を作成し、JICAキルギス事務所に提出・報告する。

#### (3) 帰国後整理期間(2013年11月上旬～11月中旬)

ア 業務完了報告書(和文・英文)を作成し、ベースライン調査マニュアルとともに、JICA農村開発部に提出・報告する。

## 9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(6)専門家業務完了報告書とする。

### (1) 業務計画書

### (2) ローカルコンサルタントTOR(案)

### (3) ベースライン調査結果報告書

### (4) ベースライン調査結果報告書要約版(PPTファイル)

### (5) ベースライン調査マニュアル

### (6) 業務完了報告書

上記の提出はすべて和文・英文各5部(JICA農村開発部(3部)、JICAキルギス事務所(2部))に提出する。

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

また、現地派遣期間中の業務従事月報をJICAキルギス事務所に提出する。

## 10 特記事項

### (1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については  
[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/index\\_201301.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html)  
プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

航空便経路：イスタンブール経由

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針、業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA農村開発部畑作地帯課（03-5226-8442）にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 現地活動においては、日本語 キルギス語の通訳を配置予定。

イ ローカルコンサルタントの提出する成果品に関しては、言語を英語指定とする予定。